

▲山根坂上遺跡の出土品（郷土博物館）

質問 当該事業については既に事業計画決定され、仮換地指定に向け作業が進められているが、予定地内には文化財保護法に基づき周知された埋蔵文化財包蔵地がある。建築・開発行為により埋蔵物が出土した場合、同法による発掘作業には莫大な費用負担がかかるため、関係権利者の不安は大きなものがある。この事業は羽村市が施行者であるので、次の点を伺う。

①予定地内には、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地が、どの程度あると把握して

いるか。

②仮換地指定先で文化財が出土した場合、市側において発掘費用等しかるべき負担措置をすべきと考えるがいかがか。

仮換地指定先で埋蔵文化財が出現しても個人の負担はない

市長 ①文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は、「天王台遺跡」「山根坂上遺跡」「羽ヶ田上遺跡」の三カ所である。「天王台遺跡」は、新興多摩街道と根岸街道との交差点周辺区域の約四ヘクタール、そのうち約一ヘクタールが事業地区内であり、「山根坂上遺跡」は、おおむね新興多摩街道から稲荷緑地の間の約七ヘクタールの区域で、そのうち約六ヘクタールが事業地区内である。そして、「羽ヶ田上遺跡」は、羽村東小学校沿いの稲荷緑地から川崎四丁目にかかる区域の約十一ヘクタールで、そのうち約八ヘクタールが事業地区内である。

羽村駅西口 区画整理地内の 埋蔵文化財について

なかね やすお
中根康雄 議員

②「周知の埋蔵文化財包蔵地内において、個人が自らの土地に自ら住宅を建てる場合には、文化財保護部局の経費において、記録保存のための発掘調査を実施すること」という通知が文化庁から出されている。従って、発掘調査に係る経費は公費負担となるので、個人自らが居住するために住宅を建設する場合は、仮換地指定先において埋蔵文化財が出現した場合でも、個人が負担することはない。

雇用対策について

こ え み はし たか
高橋美枝子 議員

質問 青年および障害者の雇用対策について伺う。

①青年の雇用対策について、国に対し、青年失業者・未就職者に仕事や職業訓練を保障するよう要望すべきではないか。

②羽村市の青年の就業実態は、③青年の就労相談窓口を設置すべきではないか。

④市内企業へ雇用拡大を働きかけ、青年雇用支援制度をつくるなど取り組むべきではないか。

⑤雇用創出のためのプロジェクトを検討し、青年の就労の応援をしてはどうか。

⑥障害者のための就労センターの設置を目指し、就労相談窓口を設置すべきではないか。

⑦企業訪問をして、障害者の雇用拡大の働きかけをすべきではないか。

⑧障害者の就労に必要な研修等を実施し、就労支援をすべきではないか。

⑨障害者の就労支援のために、人的な確保をすべきではないか。

障害者のための新たな就労支援策を検討している

市長 ①国や東京都では、雇用対策を喫緊の課題として取り組んでいることから、改めて要望する考えはない。

②ハローワーク青梅管内の平成十六年四月から九月までの就労データによると、三十四歳以下の求職者総数は、二千

五百七十七人、就職件数は七百二十一人とのことである。

③青梅市内にある労働基準監督署内には、国で設置した総合労働相談コーナーがあり、労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面談、あるいは電話で受けている。羽村市独自で設置する考えはない。

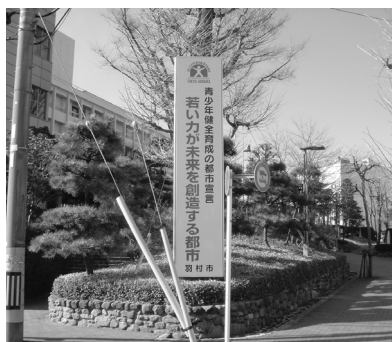
④商工会が中心となって、「雇用対策委員会」を設置しており、新規採用枠の拡大を企業に要請するなどしている。市における若者の雇用支援は、この委員会が果たしていると考えている。

⑤市のできる支援は実施しており、国においても新たな取り組みが行われていると考えている。

⑥⑦⑧⑨現在、新たな就労支援策を検討している段階であり、国会での法案成立の内容も見極め、長期総合計画実施計画の中で検討していく。



▲求人コーナー（市役所1階ホール）



▲市は青少年健全育成の都市宣言をしています

模範青少年と 模範青少年団体の 表彰はやめるべき

表彰はやめるべき

市川英子 議員

質問 模範青少年と模範青少年団体の表彰基準は、非常にあいまいで誰もが納得できるものではない。大人が納得できない基準で子どもを差別選別することはやめるべきである。

その表彰または推薦基準は、一として「その行動が特に顕著である」と認められる者」、二として「三年以上奉仕活動を行った者」、三として「青少年・青少年団体の模範になると認められる者」とある。これら三つの条件にあてはま

る子どもは、毎年表彰を受けるわずか数名ではないはずである。市自らが幼い子どもたちの心を傷つける行為は、行うべきでない。表彰に関係なく子どもたちは地域の役に立ちとうと暮らしている。少なくとも、見直しを行うべきであると考えるがいかがか。

今後も継続していく

教育長 青少年に対し、二十六市中二十市で同じような表彰を行っており、近隣では、青梅市、福生市、瑞穂町、あきる野市、昭島市で行っている。

模範青少年表彰や模範青少年団体表彰は、昭和五十八年に行われた「青少年健全育成の町宣言」の趣旨に基づき、昭和五十九年に始まり、今年で二十年の間表彰を行っている。

候補者については、青少年対策地区委員会をはじめとす

る青少年にかかわる各組織から推薦いただいている。青少年や青少年団体の活動について、模範と認められる者に対して表彰を行うことにより、青少年に活力と、豊かな人格の成長を促し、青少年団体にとっては、活動に大きな影響を与えるものであり、受賞を契機にさらに活動の発展が期待できるものである。

こうしたことから、今後もこれらの表彰は継続していく事業と考えている。

介護保険制度改革について

議員 児 洋 谷 染

質問 平成十七年度の介護保険制度の見直し案策定が、厚生労働省で進められている。以下を問う。

①羽村市の介護保険の被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数は。

②介護保険制度に対する市、また利用者の評価と、市における課題は。

③市は制度見直しに対し、国にどのような要望をしたのか。また、していくのか。

④見直し案の骨子にある、高齢者の保険料の六段階細分化と、施設入所者の居住費・食費の全額負担問題についての市長の見解は。

⑤同じく、新しいサービスとしての「予防重視型システムへの転換」「地域密着型サービスの創設」「サービスの質の問題」等があり、市町村がサービスの指定・指導監督をするとなっているが、市長の見解は。

今後の動向を見極め 慎重に対応していきたい

市長 ①平成十五年度末の第一号被保険者数は、七千七百二十九人、要介護・要支援の認定者数は、千九人、介護サービス利用者数は、七百五十二人である。

②社会保障制度として良好に機能してきたと評価している。また、利用者等への調査でも、一定の評価を得ている。制度見直しに適切に対処し、



▲高齢者レクリエーションのつどい

新制度へ円滑に移行していくことが当面の課題である。

③十五市町村共同で「介護のまちづくり特区」を提案した。また、東京都と都内区市町村で国に対して、支給限度額の拡大、保険料と利用料の低所得者対策などの提案を行った。今後も、全国市長会等を通じ、国の介護給付費負担金の見直し、被保険者範囲の拡大、財政的な負担等を強く求めていきたい。

④保険料の六段階細分化は、きめ細かい保険料負担対策として有効なものと評価する。住居費などの負担に関しては、介護保険利用者負担の公平性の観点から、必要なものと考えている。

⑤限られた期間内に、介護保険事業計画等の策定や施設整備、専門職員の確保・育成、また財源の確保など多くの問題が重くのしかかってくる。今後の動向を見極め、慎重に対応していきたい。